# 株主各位

東京都板橋区舟渡四丁目10番1号

# 日本金属株式会社

取締役社長 平石政伯

# 第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第106期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使できますので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月26日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. **日 時** 平成25年6月27日(木曜日)午前9時
- 2. 場 所 東京都板橋区舟渡四丁目10番1号 当社本店会議室
- 3. 会議の目的事項
  - 報告事項 1. 第106期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2. 第106期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)計算 書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)継続の件

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (URL http://www.nipponkinzoku.co.jp ) に掲載させていただきます。

# 事 業 報 告

(自 平成24年4月1日) 至 平成25年3月31日)

#### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、欧州景気減速、尖閣問題による中国での日本製品不買運動などの影響で、第3四半期以降、景気の減速が加速しましたが、第4四半期では、米国の景気回復期待や新政権誕生以降の金融緩和をはじめとした政策変更による円安・株高修正により、景気回復への兆しが見られたものの、実体経済への波及効果はまだ充分とはいえない状況にあります。

ステンレス業界においても、復興需要や電力不安への対応などから建材、ガス・石油器具向けなど国内需要は回復傾向にありますが、国外向けに関しましては、直近の円安により輸出環境改善の兆しがあるものの、国際的な供給過剰による競争激化と市況低迷や、欧州・中国向け自動車需要不振など、依然厳しい受注環境にあります。

当社グループは、このような状況のもと、新鋭設備導入・新技術開発による差別化製品拡販と、既存設備改善・合理化設備導入による省人化と費用削減を推進しておりますが、主力としている自動車用途及び電子機器用途における需要減の影響を受けた販売数量減により、収益が大きく悪化することとなりました。

その結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、売上高は前期と比べ35億5千4百万円(8.5%)減収の380億8千3百万円となりました。損益面につきましては、営業利益は前期と比べ4億1千6百万円減益の1億1千3百万円、経常損益は2億9千3百万円減益の1億5千5百万円の損失となりました。当期純損失は、繰延税金資産取り崩しの影響があり、3億2千7百万円となりました。

当期の期末配当に関しましては、誠に遺憾ながら見送りとさせていただくことといたしました。

以下、事業部門別にご報告申しあげます。

#### みがき帯鋼部門

冷間圧延ステンレス鋼帯におきましては、中国、台湾、韓国など新興国ステンレスメーカーの当社市場参入により、競争が激化するなか、品質とコストに対する競争力を強化した新製品主体にソリューション営業を展開し、国内外での拡販を推進しましたが、自動車向けステンレス部品の中国・欧州向け直接・間接輸出及びハードディスクドライブ関連やスマートフォン関連の受注が大幅に減少し、大変厳しい受注環境となりました。

みがき特殊帯鋼におきましては、中国向け間接輸出を中心に自動車向けの受

注は減少いたしましたが、刃物関連の受注は堅調に推移いたしました。

マグネシウム合金帯におきましては、パソコン向けやスマートフォン向け筐 体用途などの需要が予想を下回りましたため、受注が減少いたしました。

以上の結果、みがき帯鋼部門の売上高は、前期と比べ26億8千9百万円 (8.0%)減収の308億4千6百万円となりました。

#### 加工品部門

加工品部門におきましては、自動車向け製品の中で、燃焼補助部品に使用される耐熱精密細管や排ガスセンサー用精密細管が欧州の景気減速による需要低迷で受注が減少し、また、新規事業の駆動部品用高精度異形鋼は、品質条件の改善などで量産時期の繰り下げが生じましたことで既存品の落ち込み分をカバーすることが出来ず、自動車向け全体として売上げが減少いたしました。一方、タイ王国での建材向けロール成形品などの生産・販売は堅調で、新規受注品の量産立上げやそれらの増産に備えた工場の拡張工事も順調に進んでおります。

以上の結果、加工品部門の売上高は、前期と比べ8億6千5百万円(10.6%)減収の72億3千6百万円となりました。

#### (2) 部門別売上高

部	門	第105期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日					第106期 (当連結会計年度) 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日					前期比增減※				
		金	額	構成	比	金	額	構	成	比	金	額	増	減	率	
みがき帯鋼部門		33	百万円 , 535	80.	% 5		百万円 , 846		80.	9	△2,	百万円 689	Δ	\ 8.	0	
加工品	品部門	8	, 101	19.	4	7	, 236		19.	0	Δ	865	Δ	10.	6	
合	計	41	, 637	100.	0	38	, 083	1	100.	0	△3,	554	Δ	8.	5	

※表中の「△」は、マイナスを表します。

## (3) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の総額は 13億1千万円で、その主なものは、次のとおりであります。

1) 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社

板橋工場 冷間圧延ステンレス鋼帯の製造設備(みがき帯鋼部門) なお、設備投資資金は自己資金で賄いました。

2) 当連結会計年度継続中の主要設備新設、拡充

当社

板橋工場 冷間圧延ステンレス鋼帯の製造設備 (みがき帯鋼部門) 福島工場 精密異形鋼の製造設備 (加工品部門)

なお、設備投資資金は自己資金で賄いました。

3) 重要な固定資産の売却、撤去、滅失 該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

わが国経済は、政府による金融緩和・財政出動などにより、株価上昇や為替 是正など景気回復への環境が整いつつあり、輸出企業においては円安による収 益改善効果が見込まれるなど業績好転の兆しがある一方、内需の伸び悩みや輸 入資源・原材料の値上がりによるコストアップなど、企業経営にとって厳しい 環境が続いております。

このような中で当社グループは、次の四つの課題に取組むことで社会的責任 を果たしてまいります。

- 1) ユーザーに密着した生産・販売体制の強化 お客様に密着しコミュニケーションを充実させ、ニーズに応える生産と販 売の体制を作り上げてまいります。
- 2) 独自の塑性加工技術の深化

当社グループの所有する固有の塑性加工技術をみがき帯鋼・加工品・マグネの各部門で追求し磨きをかけることで、製品の差別化と競争力強化を推進いたします。

3) 新事業の本格稼働と絶え間ない創出

新事業として、極薄珪素鋼と自動車部品用高精度異形鋼の国内における新 ライン及びタイ加工品工場とマレーシアみがき帯鋼新工場の海外生産拠点を、 今期に本格稼働させてまいります。

今後もお客様のニーズを汲み取り素早く製品化することで、新しい市場の 継続的な創出を推進いたします。

4)業務効率化によるグループ総合力の強化

既に導入済或いは今後導入する省人化設備やシステムソフトを最大限活用 し、グループ会社へも横展開を図ることで、グループの総合力を強化いたし ます。

当社グループを取り巻く環境は厳しい状況が続いておりますが、これらの課題を実行・実現し、揺るぎない収益基盤の確立を目指し活動してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

# (5) 財産及び損益の状況の推移

	区		分	第103期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第104期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	第105期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第106期 (当連結会計年度) 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
婧	∄ 上	高	(百万円)	37, 838	44, 116	41,637	38, 083
彩	怪 常 利	益	(百万円)※	△1, 163	2,011	137	△155
弄	期 純 利	益	(百万円)※	△738	885	△75	△327
1	株当たり当期約	柯益	(円)※	△11.02	13. 23	△1.13	△4. 89
紛	資	産	(百万円)	59, 101	58, 913	58, 534	55, 382

<sup>※</sup>表中の「△」は損失を表します。

## (6) 重要な子会社の状況

重要な子会社、関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
日金スチール株式会社	百万円 300	100. 0	冷間圧延ステンレス鋼帯・みがき 特殊帯鋼の販売
日金電磁工業株式会社	60	100.0	電磁機器・磁性材料の製造及び販 売
日金精整テクニックス株式会社	250	100. 0 (※ 1)	鋼材の切断加工及び梱包
NIPPON KINZOKU (THAILAND) CO., LTD.	百万タイバーツ 116	99. 9 ( <b>※</b> 2)	冷間圧延ステンレス鋼帯の販売
NIPPON KINZOKU (SINGAPORE) PTE. LTD.	百万シンガポールドル 2	100.0 (※3)	冷間圧延ステンレス鋼帯の販売

- ※1 発行済株式総数の97.2%を当社が保有し、2.8%を日金スチール㈱が保有しております。
- ※2 発行済株式総数の92.9%を当社が保有し、7.0%を日金スチール㈱が保有しております。
- ※3 発行済株式総数の70.0%を当社が保有し、30.0%を日金スチール㈱が保有しております。

上記に掲げた重要な子会社を含め7社が連結子会社であり、持分法適用関連 会社は1社であります。

# (7) 主要な事業内容

部		F	月		È	要	製	品
みがき	带:	鋼事	業	冷間圧延2 マグネシリ			みがき特殊帯鋼、 及び販売	
加工	品	事	業	型鋼・精密 電磁製品の			成形品、ステン1	ンス精密細管、

# (8) 主要な営業所及び工場

# ① 当社

名 称	所 在 地	名 称 j	所 在 地
本社事務所	東京都港区	東北営業所	仙台市青葉区
東京支店	東京都港区	板橋工場	東京都板橋区
大 阪 支 店	大阪市中央区	岐阜工場	岐阜県可児市
名古屋営業所	名古屋市中区	福島工場	福島県白河市

# ② 重要な子会社

名称	本社所在地	名称	本社所在地
日金スチール株式会社	東京都港区	NIPPON KINZOKU (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国
日金電磁工業株式会社	埼玉県川口市	NIPPON KINZOKU (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポール国
日金精整テクニックス株式会社	東京都板橋区		

# (9) 従業員の状況

# ① 企業集団の従業員の状況

	従	業	員	数	前	期	末	比	増	減
				755名						33名減

# ② 当社従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
463名	30名減	42.5才	21.2年

<sup>(</sup>注) 上記従業員数には、出向社員及び臨時従業員は含まれておりません。

# (10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	5, 403
株式会社埼玉りそな銀行	2, 700

## 2. 会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数

240,000,000株

② 発行済株式総数

66,955,232株 (自己株式44,768株を除く)

③ 株主数 ④ 大株主 7,469名 (うち、単元株主数6,821名)

株 主 名	持	株 数	持	株	比	率
新日鐵住金ステンレス株式会社		千株 8, 725				% 13. 0
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社		3, 787				5. 6
日本金属取引先持株会		2, 978				4.4
J F E 商 事 株 式 会 社		2,820				4.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)		1, 584				2.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)		1, 124				1.6
日 新 製 鋼 株 式 会 社		1,000				1.4
株式会社みずほコーポレート銀行		1,000				1.4
富国生命保険相互会社		904				1.3
西松建設株式会社		900				1.3

(注) 持株比率は自己株式 (44,768株) を控除して計算しております。

# 3. 会社の新株予約権に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地	位	E	E	名	<u></u>	担当及び重要な兼職の状況
代表	取締役役 社長	平	石	政	伯	
専 務〕	取締役	江	藤	哲	雄	技術部門長
専 務〕	取締役	泉		正	樹	鋼帯事業本部長、鋼帯事業本部購買部門長
専 務	取締役	安	武	雄	_	加工品事業本部長
常務	取締役	山	崎	_	正	新事業推進部門長、新事業推進部門新事業推進部長
常務	取締役	石	塚		雄	鋼带事業本部副本部長、鋼帯事業本部鋼帯製造部門長
常務〕	取締役	鈴	木		卓	加工品事業本部副本部長、加工品事業本部加工品営業部門長、加工品事業本部加工品製造部門長、加工品事業本部加工品営業開発部長
常務	取締役	根	本	恵	央	管理部門長
監査役	(常勤)	大	橋	信	昭	
監	査 役	石	橋	或	興	
監	査 役	三	島	清	隆	新日鐵住金ステンレス株式会社企画部長

- (注) 1. 監査役石橋國興及び三島清隆の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であ ります。
  - 2. 監査役石橋國興氏は株式会社富士銀行において銀行業務に約30年間携わり、同行取締 役を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。ま た、同氏につきましては、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。
  - 3. 平成25年4月1日付で以下のとおり取締役の地位並びに担当及び重要な兼職の状況に 異動がありました。(下線は変更部分を示します。)

地位 氏名 担当及び重要な兼職 泉 正樹 専務取締役 管理部門長 専務取締役 安武雄二 鋼帯事業本部長、鋼帯事業本部購買部門長 専務取締役 山崎一正 技術部門長、新事業推進部門長 常務取締役 鈴木 卓 鋼帯事業本部副本部長、鋼帯事業本部鋼帯製造部門 長、鋼帯事業本部鋼帯管理部長 常務取締役 根本恵央 加工品事業本部長 取締役 江藤哲雄

日金精整テクニックス株式会社取締役

石塚 雄 4. 監査役境洋介氏は平成24年6月28日開催の第105期定時株主総会終結の時をもって辞 任いたしました。

# (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役9名 178.079千円

取締役

監査役4名 20.224千円 (うち社外3名 6.329千円)

(注) 上記の取締役及び監査役の支給人員には、平成24年6月28日開催の第105期定時 株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び辞任した監査役1名を含んで おります。

#### (3) 社外役員に関する事項

① 社外監査役 石橋國興氏

主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち16回(100.0%)、監査役会17回のうち17回(100.0%)出席し、必要に応じ、銀行業務経験者及び銀行経営者並びに一般事業会社経営者として培った豊富な経営、会計に関する知見から適宜発言を行っております。

## ② 社外監査役 三島清隆氏

ア. 重要な兼職先と当社の関係

新日鐵住金ステンレス株式会社は、当社の大株主であり、また、当社は 同社から原材料の一部を仕入れております。

### イ. 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち11回 (68.7%)、監査役会17回のうち11回 (64.7%) 出席し、必要に応じ、主に他社の重要な使用人として有する豊富な知見から適宜発言を行っております。

なお、三島清隆氏の就任は平成24年6月28日であり、同日以後に開催された取締役会12回の出席率は91.6%、監査役会12回の出席率は91.6%となっております。

#### 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

#### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

38,000千円

- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 38,000千円
  - (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
- (4) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容 該当事項はありません。

# (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合による他、会計監査人に法令違反や公序良俗に反する行為等があり、会計監査人が継続してその職責を全うすることにつき疑義が生じた場合は、監査役会にて解任又は不再任することの検討を行います。監査役会は、解任又は不再任することを監査役会で決定した場合は、取締役会にその解任又は不再任を株主総会の議案とすることを請求し、取締役会はそれを審議いたします。

# (6) 重要な連結子会社の計算関係書類の監査に関する事項

当社の重要な連結子会社のうち、NIPPON KINZOKU (THAILAND) CO., LTD. 及び NIPPON KINZOKU (SINGAPORE) PTE. LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人 (外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。) の監査 (会社法又は金融商品取引法 (これらの法律に相当する外国の法令を含む。) の規定によるものに限る。) を受けております。

#### 6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会におきまして業務の適正を確保するための体制を以下のとおり定め、効果的なシステムの構築を目指し活動を行っております。

#### 内部統制システムの基本方針

- 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制構築に関する基本方針
  - 1) 取締役会は法令遵守マニュアル整備の統括並びに職務執行に伴う法令・定款の遵守状況の検証及びより良い遵守体制の整備を行う代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
  - 2) 各取締役は執行する職務が法令遵守マニュアル及び定款と照らして適 法性・妥当性に疑義がないことを確認したのち当該職務を執行する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制構築に関する基本方針
  - ・取締役会は取締役の職務を①取締役会にて執行を報告すべき事項、②稟議により処理すべき事項、③前両者に属しない事項で文書(紙文書によるもの又は電磁的文書によるもの。以下、同じ。)に記録し保存すべき職務の三項目に区分し以下の取扱いを行う。
    - ①に関する事項は、法令及び取締役会規則に従い議事録に記載し、法令 及び文書保存に関する内部規程類に基づき保存・管理を行う。
    - ②に関する事項は、稟議規程に従い稟議された文書を法令及び文書保存 に関する内部規程類に基づき保存・管理を行う。
    - ③に関する事項は、部門業務規程類を各取締役が整備し、①及び②に該当しない事項で部門業務規程類に基づく業務の執行に関する文書を法令及び文書保存に関する内部規程類に基づき保存・管理を行う。
- 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制構築に関する基本方針
  - 1) 各取締役は業務遂行に際し想定されうる損失の危険の洗い出しを実施し、取締役会にて全社的な損失の危険の存在に係る情報を共有する。
  - 2) 各取締役は共有する損失の危険を極小化するための規程類の整備を行 う。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築 に関する基本方針
  - 1)企業理念・経営方針を基盤として策定する中期経営計画及び年度経営 計画に基づく職務の遂行にあたり、各取締役は実行組織をして目標達成 に努めさせ、毎月1回以上開催する取締役会で、また取締役会のもとに 設置し毎月2回以上開催する執行役員会にて必要に応じて、定期的に進 捗状況ほか共有すべき情報の報告を行う。

- 2)業務執行の統制については取締役会規則に定める事項及びその付議基準を遵守し、議題に関する十分な資料が配付される体制を構築する。
- 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制構築に関する基本方針
  - 1) 使用人が法令遵守マニュアル及び定款に従い職務執行する体制を強化するために、取締役会はコンプライアンス担当取締役を任命する。
  - 2) 各コンプライアンス担当取締役はコンプライアンス委員としてコンプライアンス委員会に所属し、取締役会及び監査役への法令・定款遵守状況の報告体制の確立並びに業務執行部門への法令遵守マニュアルの整備及び法令遵守体制整備指導命令の責任を連帯して持つ。
  - 3) 各コンプライアンス担当取締役は、使用人が法令・定款に違反する行 為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の周知と充実を図る。
- 6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の 適正を確保するための体制構築に関する基本方針
  - 1) 当会社の取締役又は重要な使用人を子会社の取締役又は監査役として 派遣しその経営に参画することで個々の子会社の業務の適正性確保に努 める。
  - 2) 国内の子会社については毎月1回以上、各社経営者に業務の遂行状況を含む経営状況を報告させ業務遂行状況の適正性を検証する。
  - 3) 国外の子会社については毎月1回以上、各社経営者に営業に関する計数の状況報告書を提出させ、また毎年1回以上業務の遂行状況を含む経営状況を報告させ業務遂行状況の適正性を検証する。
- 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項に関する基本方針
  - 1) 常時1名は業務執行系統から独立した使用人を監査役の職務を補助すべき者として配置する。
  - 2) 実効ある監査体制確立のために、監査役より補助すべき使用人設置 (増員) を求められた場合は、特段の事情がない限りその求めに応じることとする。
- 8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - 1)業務執行系統から独立した部署として監査役室を設置し、当該使用人はそこに所属させる。
  - 2) 当該使用人は監査役以外の会社機関からいかなる指示命令にも服させないことを代表取締役は保証する。
- 9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ・取締役及び使用人は監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に 応じて以下の必要な報告及び情報の提供を行う。

- ①当社の内部統制システム運用に関する部門の活動状況
- ②内部監査部門の活動状況
- ③業績及び業績見通しの発表内容その他証券取引所等への適時開示書類の 内容
- ④内部通報制度の運用及び通報の内容
- ⑤稟議書及び監査役より請求された会議議事録の回覧・配付
- 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - 1)代表取締役と各監査役との定期的な会合を持ち意見交換を行い、意思の円滑な疎通に努める。
  - 2) 常勤の監査役には執行役員会、経営会議その他の重要な会議への出席 を要請するとともに主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を 回覧し、必要に応じ或いは要望に応じて取締役又は使用人から説明を行 う。
  - 3) 監査役監査制度との有機的な結びつきを深めるべく内部監査制度の充実を図り監査体制の充実に努める。

#### (2) 株式会社の支配に関する基本方針

#### 1. 基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、当社といたしましては、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支える関係者との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

#### 2. 基本方針の実現に資する取組み

当社では、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。この取組みは、上記1.の基本方針の実現に資するものと考えております。

「中期3ヵ年経営指針」等による企業価値向上への取組み

当社では、「日本金属グループは、圧延事業とその加工品事業を中核に、新しい価値の創造を推進し、広く社会に貢献する。」を企業理念とし、この理念のもと、平成23年度からは、「たゆまざる革新と価値創造で、揺るぎない収益基盤を確立する」をビジョンとし、

- 1. 高収益体質の基盤確立
- 2. 差別化商品の開発力強化
- 3. グローバル社会への対応力強化
- 4. ビジョン共有による強固な連結経営

を基本方針とする第8次中期経営計画(平成23年4月~平成26年3月)を策定し実行しております。

計画1年目(平成23年度)は、「種まき期」と位置づけ、1)リサーチ、2)テクノロジー、3)プレゼンテーションを主体に活動いたしました。

計画2年目(平成24年度)は、「成長期」と位置づけ、1)事業継続のための 危機管理、2)企業競争力の強化、3)グローバル化の推進をキーワードとして 変革期への取組みを実行してまいりました。

しかしながら、欧州経済の低迷に加え、極端な円高や中国市場の成長鈍化 そして一部での日本製品不買運動など厳しい環境が続きましたため、残念な がら満足のゆく結果にはいたりませんでした。

計画3年目(平成25年度)には、当社の原点である1)営業力、2)技術力、

3) 現場力にフォーカスして成長期の後れを挽回すべく活動してまいります。

今後も当社におきましては、中長期的視点に立ち、企業価値の拡大を目指してまいります。また、事業活動の遂行にあたりましては、すべてのステークホルダーから信頼される企業として、株主価値の向上に努めてまいります。 当面厳しい環境が続くものと思われますが、今後も当社におきましては、中長期的視点に立ち、企業価値の拡大を進めてまいります。

3. 不適切な者による支配防止の取組み

当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員及び取引先等の関係者との間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であると考えます。これら当社の事業特性に関する十分な理解なくして、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできないものと思われます。突然大規模買付行為がなされたときに、株主の皆様が短期間の内に買付に応じるか否かを適切に判断するためには、大規模買付

者及び取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、重要な判断材料であります。同様に、取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

そこで当社取締役会は、議決権割合を20%以上とすることを目的とする大規模買付行為を行おうとする者は、事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を取締役会に提供するとともに、それを受けて取締役会としての意見を形成し、必要に応じて大規模買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示を行うための期間を経たうえで当該行為を行うこととするルールを策定いたしました。このルールが守られない場合や基本方針に照らして不適切な支配により企業価値を損なうおそれがあると判断される場合は対抗措置を講じることのできる対応策(買収防衛策)を平成19年3月7日開催の取締役会にて導入し、直近では、平成22年6月29日開催の定時株主総会におきまして、買収防衛策の期限を本定時株主総会まで継続することをご承認いただいております。その詳細につきましては、平成22年5月25日付にて「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の継続について」として公表し、この開示資料全文を当社ウェブサイトに掲示しております。(URL http://www.nipponkinzoku.co.jp)

有効期間満了にあたり、本定時株主総会において、一部語句の修正・整理等を行った対応策(基本的なスキームの変更はありません。)の継続についてお諮りすることとしております。内容につきましては、招集ご通知に添付の株主総会参考書類をご参照くださいますようお願い申し上げます。

4. 上記「3.」の取組みに関する取締役会の判断

取締役会は、上記取組みは、中長期的に企業価値を向上させる者への経営 参画を妨げるものではなく、不適切な者による会社支配を防止することで、 株主の皆様を始めとする関係者の利益を確保するためのものであり、基本方 針に沿っていると判断しております。また、取締役会の恣意的な判断を防止 するために、対抗策の発動にあたりましては要件を限定したうえで、業務執 行を行う経営陣から独立した社外監査役等で構成する独立委員会に発動の是 非を諮問し、その結果を最大限尊重したうえで行うものとしております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針(会社法第459条第1項の規定による 定款第36条の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針)

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な利益の還元を行うことを基本とし、業績や経済情勢などを勘案し、収益の向上、財務体質の強化を図るとともに、安定的な配当水準の維持に努めております。

当期の期末配当に関しましては、「1.企業集団の現況 (1)事業の経過及び

その成果」で申し上げましたとおり、当期の業績、今後の経済情勢が先行き不透明な要素も多いことを踏まえて、誠に遺憾ながら見送りとさせていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては大変ご迷惑おかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

<sup>(</sup>注) 本事業報告中に記載されている金額、比率、株数、年令及び年数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)	55, 382, 073	(負債の部)	40, 226, 059
流動資産	23, 468, 318	流動負債	23, 783, 865
現金及び預金	4, 028, 443	支払手形及び買掛金	9, 448, 590
受取手形及び売掛金	10, 023, 843	短 期 借 入 金	11, 975, 368
商品及び製品	3, 995, 411	リース債務	72,605
仕 掛 品	3, 700, 213	未 払 法 人 税 等	95, 601
原材料及び貯蔵品	1, 127, 244	賞 与 引 当 金	256, 459
繰 延 税 金 資 産	323, 730	そ の 他	1, 935, 239
そ の 他	330, 730		
貸 倒 引 当 金	△ 61, 299		
		固 定 負 債	16, 442, 194
		長 期 借 入 金	11, 362, 257
固 定 資 産	31, 913, 755	リース債務	137, 575
有形固定資産	28, 083, 733	繰 延 税 金 負 債	88, 100
建物及び構築物	4, 112, 324	再評価に係る繰延税金負債	3, 533, 526
機械装置及び運搬具	5, 649, 043	退職給付引当金	1, 269, 053
土 地	16, 454, 738	資 産 除 去 債 務	32, 337
建設仮勘定	1, 499, 024	そ の 他	19, 344
そ の 他	368, 603		
		( 純資産の部 )	15, 156, 014
無形固定資産	154, 448	株 主 資 本	9, 328, 010
		資 本 金	6, 857, 000
		資本剰余金	986, 351
投資その他の資産	3, 675, 572	利益剰余金	1, 493, 394
投 資 有 価 証 券	2, 201, 659	自 己 株 式	$\triangle$ 8, 734
長期貸付金	17, 697		
繰 延 税 金 資 産	1, 252, 257	その他の包括利益累計額	5, 828, 003
そ の 他	254, 961	その他有価証券評価差額金	515, 131
貸 倒 引 当 金	△ 51,002	繰延ヘッジ損益	$\triangle$ 3, 431
		土地再評価差額金	5, 357, 880
		為替換算調整勘定	△ 41,576
資 産 合 計	55, 382, 073	負債・純資産合計	55, 382, 073

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 平成24年4月1日) 至 平成25年3月31日)

		科	ļ.				目			金	額
売			上			高					38, 083, 043
売		上	_	原		価					32, 885, 631
	売		上		総		利		益		5, 197, 411
販:	売 費	及		- 般		里費					5, 083, 425
	営			業		利			益		113, 986
営	**	ŧ	外	1	又	益					
	受	取	利	息	及	$\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$	配	当	金	52, 946	
	受		取		賃		貸		料	64, 267	
	為			替		差			益	39, 881	
	ス	ク	ラ	ツ	プ	売	却	収	入	49, 835	
	そ				$\mathcal{O}$				他	54, 879	261, 809
営	¥	ŧ	外	Ī	費	用					
	支		;	払		利			息	235, 704	
	賃			貸		費			用	11, 763	
	退	J	職	給		付	費	ł	用	257, 319	
	そ				$\mathcal{O}$				他	26, 626	531, 414
	経		1	常		損			失		155, 617
特			別		<b>7</b>	-		益			
	古	定	1	資	産	売		却	益	9, 253	
	投	資	有	価	証	券	売	却	益	27, 410	36, 664
特			別		ħ			失			
	古	定		資	産	除		却	損	37, 836	
	投	資	有_	価	証	券	評.	価	損	2, 841	
	会		員 <b></b>	権		評	1		損	2, 880	43, 557
税		等				当期			失		162, 511
法		-	、伯			及 て			税	112, 094	
法		人	税		等	調		整	額	52, 619	164, 713
少								純損			327, 225
当		其	月	á	純		損		失		327, 225

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日) 至 平成25年3月31日)

					TE: 1117
		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成24年4月1日残高	6, 857, 000	986, 351	1, 820, 620	△ 8,477	9, 655, 494
連結会計年度中の変動額					
当 期 純 損 失			△ 327, 225		△ 327, 225
自己株式の取得				△ 257	△ 257
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	_	△ 327, 225	△ 257	△ 327, 483
平成25年3月31日残高	6, 857, 000	986, 351	1, 493, 394	△ 8,734	9, 328, 010

	そ	の他の	包括利	益累計	額	
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	純資産合計
平成24年4月1日残高	354, 397	△ 10,074	5, 357, 880	△171, 210	5, 530, 992	15, 186, 486
連結会計年度中の変動額						
当 期 純 損 失						△ 327, 225
自己株式の取得						△ 257
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)	160, 733	6, 643		129, 634	297, 011	297, 011
連結会計年度中の変動額合計	160, 733	6, 643	_	129, 634	297, 011	△ 30, 472
平成25年3月31日残高	515, 131	△ 3, 431	5, 357, 880	△ 41,576	5, 828, 003	15, 156, 014

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

- 1. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結子会社の数及び会社名

① 連結子会社数

7社

② 連結子会社名

日金スチール(株)

日金電磁工業株

日金精整テクニックス㈱

㈱セフ

NIPPON KINZOKU (THAILAND) CO., LTD.
NIPPON KINZOKU (SINGAPORE) PTE. LTD.
NIPPON KINZOKU (MALAYSIA) SDN. BHD.

(2) 非連結子会社の会社名

非連結子会社名

日金ヤマニ(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法適用の関連会社の数及び会社名

関連会社数

1 社

② 関連会社名

播磨雷子㈱

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の会社名

持分法非適用会社名

日金ヤマニ(株)

持分法を適用していない理由

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる場合の内容等

NIPPON KINZOKU (SINGAPORE) PTE. LTD.、NIPPON KINZOKU (THAILAND) CO., LTD. 及びNIPPON KINZOKU (MALAYSIA) SDN. BHD. の決算日は、12月31日となっております。

連結計算書類を作成するにあたりましては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引につきましては、連結上必要な調整をしております。

- 4. 会計処理基準に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券

子会社株式……移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの……期末決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処 理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

- ② デリバティブ……時価法
- ③ たな卸資産……主として移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産……主として定額法

(リース資産を除く) なお、耐用年数及び残存価額については、主として 法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

> (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方 針の変更)

> 一部の連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成 24年4月1日以後に取得した有形固定資産の減価償却 方法については、改正後の法人税法に基づく方法に変 更しております。

これによる損益への影響は軽微であります。

② 無形固定資産……定額法

(リース資産を除く) なお、償却年数については、主として法人税法に規 定する方法と同一の基準によっております。

また、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする 定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

期末現在に有する金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社の従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

当社及び一部の連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
  - ① 重要なヘッジ会計の方法
    - ・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金 利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ取引)

ヘッジ対象 借入金の支払金利

ヘッジ方針

借入金に伴う金利変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。

・ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手 段の相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計を比較し、その変動額 の比率によって有効性を測定しております。但し、特例処理によっている 金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しておりま す。

② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (連結貸借対照表に関する注記)

- 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
  - (1) 担保に供している資産

有形固定資産

19,024,940千円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金

6.738.324千円

長期借入金

11,099,465千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

34,877,143千円

3. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,363,538千円

4. 受取手形割引高

35,000千円

5. 期末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連 結会計年度末日は金融機関の休日であったため期末日満期手形が以下の科目に 含まれております。

受取手形 798,093千円

支払手形 117,858千円

# (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	67, 000, 000			67, 000, 000
合計	67, 000, 000	_	_	67, 000, 000
自己株式				
普通株式(注)	42, 883	1,885	_	44, 768
合計	42, 883	1, 885	_	44, 768

<sup>(</sup>注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,885株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

#### (金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。 営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。一部の外貨建て営業債権の為替変動リスクについては、先物為替予約を利用することでリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金のうち、外貨建て営業債務の為替変動リスクは、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内とすることでリスク低減を図っております。借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金及び預金	4, 028, 443	4, 028, 443	_
(2) 受取手形及び売掛金	10, 023, 843		
貸倒引当金(※2)	△31, 108		
	9, 992, 734	9, 992, 734	_
(3) 投資有価証券	2, 075, 539	2, 075, 539	_
(4) 支払手形及び買掛金	(9, 448, 590)	(9, 448, 590)	_
(5) 短期借入金	(6, 000, 000)	(6, 000, 000)	_
(6) 長期借入金(1年内	返済 (17, 337, 625)	(17, 331, 968)	(5, 656)
予定のものを含む) (7) デリバティブ取引(※ ヘッジ会計が	(51, 177)	(51, 177)	_
適用されていないも	0		

- (※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (※2) 受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で 正味の債務となる項目については、( )で示しております。

- (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
  - (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金 これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
  - (3) 投資有価証券 投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。
  - (4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿 価額によっております。

#### (6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理をしており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

- (7) デリバティブ取引
  - ① ヘッジ会計が適用されていないもの 時価の算定方法は、先物為替相場によっております。
  - ② ヘッジ会計が適用されているもの 金利スワップの繰延ヘッジ処理によるものは、取引先の金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
- (注2) 非上場株式及び関係会社株式(連結貸借対照表計上額124,120千円)並びに非上場転換社債型新株予約権付社債(貸借対照表計上額2,000千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

#### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

226円36銭

2. 1株当たり当期純損失

4円89銭

#### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)	48, 049, 761	(負債の部)	34, 235, 258
流動資産	18, 128, 536	流動負債	18, 978, 299
現金及び預金	3, 000, 371	支 払 手 形	2, 210, 857
受 取 手 形	4, 619, 752	買掛金	5, 549, 575
売 掛 金	3, 133, 271	短期借入金	3, 900, 000
製品	1, 824, 559	1年内返済予定の長期借入金	5, 360, 000
仕 掛 品	3, 647, 600	リース債務	60, 974
原材料及び貯蔵品	1, 085, 978	未 払 金	525, 597
前払費用	91, 408	未 払 費 用	121, 086
繰 延 税 金 資 産	274, 089	未払法人税等	36, 851
未 収 入 金	412, 033	未払消費税	48, 961
短 期 貸 付 金	4, 591	預 り 金	27, 969
そ の 他	41, 080	従業員預り金	566, 554
貸 倒 引 当 金	$\triangle$ 6, 200	前 受 収 益	4, 959
		設備支払手形	365, 457
		賞 与 引 当 金	167, 360
		- そ の 他	32, 093
固定資産	29, 921, 224	固定負債	15, 256, 958
有形固定資産	25, 693, 537	長期借入金	10, 200, 000
建物	3, 638, 494	リース債務	116, 725
構築物	202, 788	再評価に係る繰延税金負債	3, 533, 526
機械及び装置	5, 472, 418	退職給付引当金	1, 359, 956
車輌及び運搬具	4, 118	資産除去債務	32, 337
工具器具及び備品	316, 750	長期未払金	10, 543
土地	14, 572, 951	その他	3, 870
建設仮勘定	1, 486, 015	(純資産の部)	13, 814, 502
無形固定資産	125, 828	株」主資本	8, 057, 149
ソフトウェア	112, 642	資 本 金	6, 857, 000
そ の 他	13, 186	資本剰余金	986, 351
投資その他の資産	4, 101, 858	資本準備金	986, 351
投資有価証券	1, 738, 555	利益剰余金	222, 533
関係会社株式	780, 536	利益準備金	140, 667
出資金	43, 950	その他利益剰余金	81, 866
長期貸付金	17, 542	繰越利益剰余金	81, 866
長期前払費用	4, 037	自己株式	△ 8, 734
繰延税金資産	1, 249, 189	評価・換算差額等	5, 757, 353
長期未収入金	427, 851	その他有価証券評価差額金	399, 473
その他	39, 297	土地再評価差額金	5, 357, 880
貸倒引当金	△ 199, 100		10.010.75
資 産 合 計	48, 049, 761	負債・純資産合計	48, 049, 761

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成24年4月1日) 至 平成25年3月31日)

	科		目		金	額
売	上	高				30, 790, 161
売	上	原 価				27, 396, 080
	売 上	総	利	益		3, 394, 081
販	売費及び一	- 般管理費				3, 556, 105
	営	業損	Į	失		162, 024
営	業外	収 益				
	受 取 利	息及び	配 当	金	41, 493	
	受 取	賃	貸	料	231, 825	
	そ	$\mathcal{O}$		他	41, 047	314, 367
営	業外	費用				
		払 利	J	息	178, 324	
		貸費		用	109, 509	
	退職	給 付	費	用	225, 152	
	そ	$\mathcal{O}$		他	58, 478	571, 464
	経	常頻	Į	失		419, 121
特	別	利	益			
	固定	資 産 売	却	益	9, 253	
	投 資 有	価 証 券	売 却	益	26, 632	35, 885
特	別	損	失			
	固定	資 産 除	却	損	37, 836	
	会 員	権 評	価	損	2, 880	40, 716
税	引前	当 期 約	屯 損	失		423, 951
注	:人税、住	E 民税及	び事業	税	21, 500	
注		等 調	整	額	58, 344	79, 844
<b></b>	i 期	純	損	失		503, 796

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日) 至 平成25年3月31日)

		株	主	資	本	
		資本乗	利余金	利	益 剰 余	金
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計
平成24年4月1日残高	6, 857, 000	986, 351	986, 351	140, 667	585, 662	726, 329
事業年度中の変動額						
当 期 純 損 失					△ 503, 796	△ 503, 796
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計			_	_	△ 503, 796	△ 503, 796
平成25年3月31日残高	6, 857, 000	986, 351	986, 351	140, 667	81, 866	222, 533

	杉	朱 主	資	本	評 価	・換 算 差	額 等	11.26. 1.
	自己	株式	株宝合	主資本計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価差 額 金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成24年4月1日残高	$\triangle$	8, 477	8, 5	61, 203	271, 184	5, 357, 880	5, 629, 064	14, 190, 267
事業年度中の変動額								
当 期 純 損 失			△ 5	503, 796				△ 503, 796
自己株式の取得	$\triangle$	257	$\triangle$	257				△ 257
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					128, 289		128, 289	128, 289
事業年度中の変動額合計	Δ	257	△ 5	504, 054	128, 289		128, 289	△ 375, 764
平成25年3月31日残高	Δ	8, 734	8, 0	57, 149	399, 473	5, 357, 880	5, 757, 353	13, 814, 502

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……・移動平均法に基づく原価法 その他有価証券

時価のあるもの……期末決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時 価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法……移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資產……定額法

(リース資産を除く) なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に 規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産……定額法

(リース資産を除く) なお、償却年数については、法人税法に規定する方法 と同一の基準によっております。

また、ソフトウェア(自社利用分)については、社内 における利用可能期間(5年)に基づく定額法によって おります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、 リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについ ては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理に よっております。

- 3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金

期末現在に有する金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支 給見込額に基づき計上しております。

## (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、15年による按 分額を費用処理しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法に より費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時に おける従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌 事業年度より費用処理しております。

- 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - (1) ヘッジ会計の方法
    - ① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ取引) ヘッジ対象 借入金の支払金利
- ③ ヘッジ方針 借入金に伴う金利変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法 借入金の金利スワップ取引は、特例処理の要件を満たしているので、決 算日における有効性の評価を省略しております。
- (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、流動負債の「その他」に含めておりました「設備 支払手形」(前事業年度429,581千円)は、重要性が増したため、当事業年 度においては区分掲記することに変更いたしました。

# (損益計算書)

前事業年度において区分掲記しておりました「出向者人件費負担額」 (当事業年度49,541千円) については、重要性が乏しくなったため、当事 業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

有形固定資産 17.088.870千円

上記に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金

5,360,000千円

長期借入金

10,200,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 33,527,316千円

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 3

関係会社に対する短期金銭債権

3,324,358千円

関係会社に対する長期金銭債権

365,611千円 258,417千円

関係会社に対する短期金銭債務

4. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、 事業用の土地の再評価を行い、再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る 繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価 差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,363,538壬円

受取手形裏書譲渡高 (うち関係会社

41,000千円

3.000千円)

6. 期末日満期手形は手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事 業年度末日は金融機関が休日であったため期末日満期手形が以下の科目に含ま れております。

受取手形

793.596千円

# (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売 上 高 10,874,248千円 仕 入 高 2,527,543千円 販売費及び一般管理費 272,247千円 営業取引以外の取引高 235,383千円

# (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	42, 883	1, 885	_	44, 768

# (変動の事由)

増加数の内訳は、次のとおりであります。 単元未満株式の買取りによる増加

1.885株

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

貸倒引当金	72,976千円
退職給付引当金	482,102千円
投資有価証券・出資金評価損	258,082千円
賞与引当金	64,115千円
棚卸資産評価損	61,451千円
未払費用	9,717千円
未払事業税	5,645千円
減損損失	6,882千円
資産除去債務等	17,218千円
繰越欠損金	1,281,741千円
その他	27,922千円
繰延税金資産小計	2,287,855千円
評価性引当額	△ 550,045千円
繰延税金資産合計	1,737,809千円
繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
その他有価証券評価差額金	208,302千円
資産除去債務	6,228千円
繰延税金負債合計	214,530千円
差引:繰延税金資産の純額	1,523,278千円
再評価に係る繰延税金負債	
土地再評価差額金	3,533,526千円

#### (リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース 取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	機械及び装置 (千円)	ソフトウェア (千円)	合 計 (千円)
取得価額相当額	86, 917	13, 528	100, 446
減価償却累計額相当額	78, 368	12, 317	90, 685
期末残高相当額	8, 549	1, 211	9, 761

2. 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額

1年以内

8,365千円

1 年超

2,024千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料

65,807千円

減価償却費相当額

62,643千円

支払利息相当額

720千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金 (千円)	事業の 内 容	議決権等 の被所有 割 合	関係内容		取引の	取引金額		期末残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係	内容	(千円)	科目	(千円)
法 主 株	新日鐵 住 ステンス(株)	東京都千代田区		鉄鋼製品 等の製 造、販売	(被所有) 直 接 13%	兼任 1人	ステンレ ス鋼帯の 購入	ステンレ ス鋼帯の 購入	5, 062, 631	買掛金	1, 904, 120

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等 新日鐵住金ステンレス(㈱からの原材料の購入は、NSステンレス(㈱、伊藤忠丸紅鉄鋼㈱、 その他2社を経由して購入しており、取引金額等は商社に対する会計帳簿の取引に基づ いて記載しております。なお、価格は市場の実勢価格で決定しております。
  - 2. 役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。

#### 3. 子会社等

	会社名	住所	資本金 (千円)	事業の 内 容	議決権等 の所有 割合	関係内容		取引の	取引金額		期末残高
属性						役員の 兼任等	事業上 の関係	内容	(千円)	科目	(千円)
子会社	日金スチール(株)	東京都港区	300, 000	みがき 帯鋼事業	直 接 100%	兼任 1人	冷間圧延レス スので特殊 の販売	ステンレ ス鋼帯及 びみがき	10, 101, 413	受取手形売掛金	1, 917, 293 803, 052

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等 価格は市場の実勢価格で決定しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

2. 1株当たり当期純損失

206円32銭

7円52銭

# (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成25年5月15日

日本金属株式会社 取締役会御中

#### 三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉田 純 卿業務執行社員 公認会計士 杉田

代表社員 公認会計士 小 林 昌 敏 ⑩

業務執行社員 公認会計士 増 田 涼 恵 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本金属株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本金属株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

# 独立監査人の監査報告書

平成25年5月15日

日本金属株式会社 取締役会御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉田 純 卿業務執行社員 公認会計士 杉田

代表社員 公認会計士 小 林 昌 敏 ⑩

業務執行社員 公認会計士 増 田 涼 恵 即

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本金属株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施 状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び三優監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を 正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反 する重大な事実は認められません。
  - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
  - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月21日

日本金属株式会社 監査役会 常勤監査役 大 橋 信 昭 即 社外監査役 石 橋 國 興 即 社外監査役 三 島 清 隆 即

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及びその参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員の任期が満了となります ので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	平 石 政 伯 (昭和21年11月25日生)	昭和44年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成17年4月 当社常務取締役 平成20年4月 当社取締役社長(代表取締役) 現在に至る	203,000株
2	泉 正 樹 (昭和25年7月23日生)	昭和48年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 平成20年4月 当社常務取締役 平成22年4月 当社専務取締役 現在に至る 平成24年4月 当社鋼帯事業本部長 平成24年4月 当社鋼帯事業本部購買部門長 平成25年4月 当社管理部門長 現在に至る	80,000株
3	*** たけ ゆう ピ 安 武 雄 二 (昭和25年6月7日生)	昭和50年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 平成20年4月 当社常務取締役 平成21年4月 当社加工品事業本部長 平成22年4月 当社専務取締役 現在に至る 平成25年4月 当社鋼帯事業本部長 現在に至る 平成25年4月 当社鋼帯事業本部購買部門長 現在に至る	69, 000株

(次頁に続く)

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位	、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
4	やま ざき かげ まさ 山 崎 一 正 (昭和25年12月17日生)	昭和51年4月 平成10年4月 平成17年4月 平成17年6月 平成20年4月 平成24年4月 平成24年4月 平成25年4月	新日本製鐵株式會社入社 同社技術開発本部名古屋技術研 究部長 当社入社 当社取締役 当社常務取締役 当社新事業推進部門長 現在に至る 当社新事業推進部門新事業推進 部長 当社専務取締役 現在に至る 当社技術部門長 現在に至る	59,000株
5	が き たかし 鈴 木 卓 (昭和26年8月10日生)	平成20年4月 平成20年4月 平成21年1月 平成21年4月	当社入社 当社科行役員 当社加工品事業本部加工品製造 部門長 当社加工品事業本部加工品営業 部門長 当社常務執行役員 当社加工品事業本部副本部長 当社常務取締役 現在に至る 当社加工品事業本部加工品営業 開発部長 当社鋼帯事業本部副本部長 現在に至る 当社鋼帯事業本部鋼帯製造部門 長 現在に至る 当社鋼帯事業本部鋼帯製造部門 長	19, 000株

(次頁に続く)

候補者	氏 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社
番 号	(生年月日)		の株式の数
6	想	昭和53年2月 当社入社 平成19年10月 当社学業開発部門加工品営業開発部長 平成21年4月 当社管理部門副部門長 平成21年4月 当社管理部門総務部長 平成23年4月 当社管理部門総務部長 平成23年4月 当社管理部門長 平成24年4月 当社管理部門長 平成24年6月 当社常務取締役 現在に至る 平成25年4月 当社加工品事業本部長 現在に至る	18,000株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係は、ありません。

### 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役石橋國興氏が本総会終結の時をもって任期満了となる ため、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社 の株式の数
石 橋 國 興 (昭和20年9月4日生)	昭和45年5月 平成6年5月 平成10年6月 平成18年10月 平成19年1月 平成21年6月	株式会社富士銀行入行 同行兜町支店長 同行取締役融資企画部長 東京ベンチャーギア株式会社取締役会長 (平成20年10月退任) 株式会社東京プロパティアドバイザーズ 取締役会長 (平成20年10月退任) 当社監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係は、ありません。
  - 2. 石橋國興氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
  - 3. 石橋國興氏を監査役候補者とした理由は、人格識見に優れ、長年の銀行業務経験による専門知識を有し、また、事業会社経営者としての豊富なビジネス経験により、当社監査にあたりその能力を発揮され、監査機能の充実に大いに資するものと考えるためです。
  - 4. 石橋國興氏の当社監査役としての就任年数は、本定時株主総会時点で4年間となります。

#### 第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)継続の件

当社は、平成19年3月7日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策」を導入し、直近では平成22年6月開催の第103期定時株主総会にて、株主の皆様のご承認をいただき継続(以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。)しておりますが、その有効期間は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

つきましては、現プラン(以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。)を平成28年6月開催予定の第109期定時株主総会終結の時までの3年間引き続き継続いたしたく、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本プランへの継続にあたりましては、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームにつきましては変更はありません。なお、第2号議案が承認され、石橋國興氏が選任されました場合には、同氏は、小川和弘氏及び三島清隆氏と共に本総会終結後の取締役会におきまして、独立委員会の委員に選任される予定であります。

本プランの内容等につきましては以下のとおりとなっております。

本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

#### 1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入して、現プランを継続するものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当 社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるもので はありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、 最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値 ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主 の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様 が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を 提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付 条件等が買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み不十分又は不適当であるもの、買付等の対象とされた会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、大規模な買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切なご判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。本プランの概要につきましては、別紙1をご参照ください。

#### 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ (注1) の議決権割合 (注2) を20%以上とすることを目的とする当社株券等 (注3) の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為 (いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、 公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。) とします。

#### (注) 1. 特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。) の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同 じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者 をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとし ます。)又は、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

#### (注) 2. 議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、(注)1.の(i) 記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合 (金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場 合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株 券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)又は、
- (ii) 特定株主グループが、(注)1.の (ii) 記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。) の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注) 3. 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

#### 3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会を設置いたします(独立委員会規程の概要につきましては、別紙2をご参照ください。)。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役または社外監査役から選任します。また、必要に応じて社外有識者(注)からの選任も視野に入れております。現在の独立委員会委員である社外監査役の石橋國興氏、三島清隆氏及び社外有識者としての小川和洋氏は、本プランへの継続後も引き続き就任する予定です(委員及び委員候補者の略歴につきましては、別紙3をご参照下さい。)。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他外部の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

#### (注) 社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会 社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

#### 4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表いたします。

#### (2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、上記4. (1)の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)のリストを大規模買付者に対して交付いたします。大規模買付者には、当該リストに従い、本必要情報を当社取締役会に書面で提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員 (ファンドの場合) その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、 経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。)
- ③ 大規模買付行為における買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想される相乗効果の内容を含みます。)
- ④ 大規模買付行為における買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者

を含みます。) の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

- ⑤ 大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループの役員候補 (当社及び当社グループ事業と同種の事業についての経験等に関する情報を 含みます)、当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本 政策及び配当政策等
- ⑥ 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの顧客、取引先、 従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変 更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上で、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表することとします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、 大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、後記(3)の取締役会による評価・ 検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

## (3) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が 当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみ とする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規 模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見 形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)と して設定します。従いまして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後 にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家 (ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントそ の他の専門家)等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

#### 5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑤のいずれかに該当し、明らかに濫用目的によるものと認められ、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置を講じることがあります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を選択した場合の概要は別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上 必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買

収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目 的で当社株式の買収を行っている場合

- ③ 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業に当面 関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処 分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価 の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を 行っている場合
- ⑤ 買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。)等の、株主の皆様のご判断の機会又は自由を制約し、株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断された場合

本プランにおいては、上記5. (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記4. (3) の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとします。

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記 5. (1)で述べた対抗措置を講じることにより、大規模買付行為に対抗する場合があります。

対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模 買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部 が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定するこ とはしないものとします。

#### (3) 対抗措置発動の停止等について

上記5. (1) 又は(2) において、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。)することにより、対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金 融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

#### 6. 本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響等

## (1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響等

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切なご判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを 遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますの で、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意く ださい。

## (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的 として、当社取締役会が上記5. に記載した具体的な対抗措置を講じることを 決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にし たがって、当該決定について適時・適切に開示いたします。

— 51 —

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は 経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗 措置として、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合は、割当期日におけ る株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられ ることとなります。その後、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続 きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株 予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しませ ん。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。)を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模 買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値 ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講 じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が 発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ル ールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

## (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続き

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日において株主名簿に記録されている株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途、ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行う ことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に基 づき適時・適切に開示いたします。

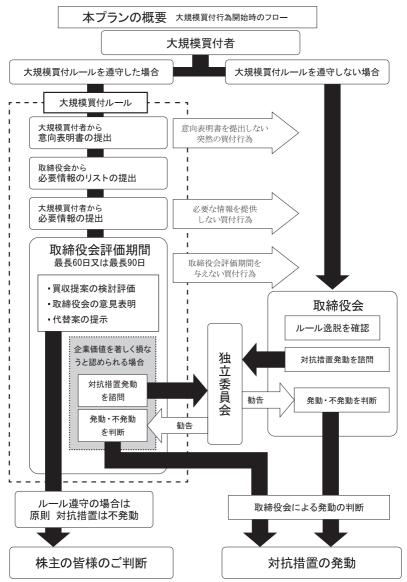
#### 7. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期間は、本株主総会終結の時から平成28年6月に開催予定の第109期定時株主総会終結の時までとします。

また、本プランは、本株主総会において継続が承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては 株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する 法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反 映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切 な場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の 承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式 化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではございません。詳細につ きましては、本文をご覧ください。

## 独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当 社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外取締役または社外 有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・ 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の 内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員 会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の 利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用負担により必要に応じて独立した外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができる。
- 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

## 独立委員会の委員略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、引き続き以下の3名を予定しております。

#### 石橋 國興 (昭和20年9月4日生まれ)

(略歴)

昭和45年5月 株式会社富士銀行入行

平成6年5月 同行兜町支店長

平成10年6月 同行取締役融資企画部長

平成18年10月 東京ベンチャーギア株式会社取締役会長

平成19年1月 株式会社東京プロパティアドバイザーズ取締役会長

平成21年6月 当社社外監査役(現任)

平成21年6月 当社独立委員会委員(現任)

#### 小川 和洋 (昭和34年4月14日生まれ)

(略歴)

昭和63年3月 公認会計士登録(現任)

平成16年7月 小川和洋会計事務所開業 (現任)

平成16年11月 税理士登録(現任)

平成17年6月 当社社外監査役

平成19年3月 当社独立委員会委員(現任)

#### 三島 清隆 (昭和37年3月9日生まれ)

(略歴)

昭和60年4月 新日本製鐵株式會社入社

平成15年7月 同社ステンレス事業統合準備班企画グループマネジャー

平成15年10月 新日鐵住金ステンレス株式会社企画部企画グループリーダー

平成20年4月 同社営業本部自動車鋼材営業部長

平成24年4月 同社企画部長(現任)

平成24年6月 当社社外監査役 (現任)

平成24年6月 当社独立委員会委員(現任)

上記、各独立委員と当社の間には特別な利害関係はありません。

なお、社外監査役 石橋國興氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## 新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、 その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。) 1株 につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

- 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は 1円以上で当社取締役会が定める額とする。
- 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(但し、あらかじめ当社 取締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使の条件として定める。詳細 については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

#### 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

本総会開催の時をもって、平成24年6月28日開催の第105期定時株主総会において選任いただいた補欠監査役古谷正和氏及び補欠社外監査役小川和洋氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであり、古谷正和氏は現 監査役である大橋信昭氏の補欠の監査役候補者として、小川和 洋氏は、社外監査役のいずれかが欠けた場合の補欠としての社 外監査役候補者であります。

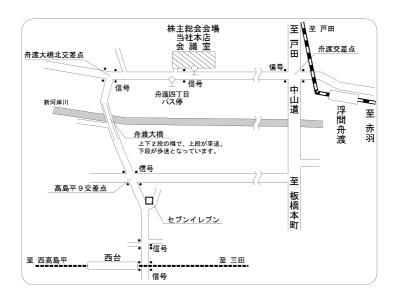
なお、本議案は監査役会の同意を得ております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	** * * * * * * * * * * * * * * * * * *	昭和50年4月 当社入社 平成15年10月 当社加工品営業部門名古屋営 所長 平成18年4月 当社加工品営業部門営業第一 長 平成21年4月 当社監査役室長 平成24年4月 当社監査役室員 現在に至る	
2	お がわ かず ひろ 小 川 和 洋 (昭和34年4月14日生)	昭和63年3月 公認会計士登録 現在に至る 平成16年7月 小川和洋会計事務所開業 現在に至る 平成16年11月 税理士登録 現在に至る 平成17年6月 当社社外監査役	10,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係は、ありません。
  - 2. 小川和洋氏は補欠の社外監査役候補者であり、また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の補欠候補者であります。
  - 3. 小川和洋氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、人格識見に優れ、当社社外監査 役経験者であり、公認会計士として会計事務所を経営され高度な会計知識を有していることから、不測の事態が起きた場合に、即座に当社監査にあたりその能力を発揮されるものと考えるためです。

以 上

# 株主総会会場ご案内図



東京都板橋区舟渡四丁目10番1号 当社本店会議室電話 (03) 3968-6300 (代表)

都営地下鉄三田線西台駅下車 徒歩13分

## (JR線でお越しの場合)

JR埼京線浮間舟渡駅下車 徒歩25分

または同駅より国際興業バス「東練01」系統等で舟渡四丁目バス停下車徒歩0分(乗車時間約6分)

バスをご利用の場合は本状作成後に運行経路が廃止・変更となる場合もありますのでご注意ください。また、渋滞等による遅れも予想されますので余裕をもってお越しください。

<u>※会場及び近隣には駐車場がありませんのでお車でのご来場はお控</u> えくださいますようお願い申しあげます。

